

令和7年度伊予市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年6月9日策定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局（以下「組織等」という。）とする。

4 物品等の調達対象品目

別表に定める障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- ア 物品（弁当、記念品、農作物、その他障害者就労施設等が提供可能な物品）
- イ 役務（清掃業務、封入業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務）

5 調達の目標

令和7年度の調達目標金額は、45万円とし、予算の範囲内において可能な限り調達に努めるものとする。

6 物品等の調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標を設定し、全庁的な取組をするものとする。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を組織等で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第267条の2に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。

7 調達方針の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、伊予市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に概要を取りまとめ、伊予市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

調達方針の担当窓口は、市民福祉部福祉課とする。

9 その他

- (1) 伊予市と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (2) 市庁舎内又は市が主催する行事等において、障害者就労施設等の物品等販売機会を確保することに配慮する。
- (3) 障害者就労施設等においても、物品等の調達が受注できるような体制を整えることを求める。

附 則

この方針は、令和7年6月 日から施行する。

別表

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等 ア 就労移行支援事業所 イ 就労継続支援事業所（A型・B型） ウ 生活介護事業所 エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設） オ 地域活動支援センター カ 小規模作業所
(2) 障がい者を多数雇用している企業 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に基づく子会社の事業所（特例子会社） イ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの） （ア）障がい者の雇用数が5人以上 （イ）障がい者の割合が従業員の20パーセント以上 （ウ）雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が、30パーセント以上
(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等 ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者） イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）